

ひとりで悩まずに 障がいに関する相談窓口

問 障がい福祉課 施策推進係 ☎ 69-2161 ☎ 63-4085



甲賀市障害者相談員

障がいのある人やご家族からの相談を受け、障がいのある人の自立や社会参加について地域の理解を促進する活動を行います。

任 期 令和8年4月1日～
令和10年3月31日(2年間)

地域	身体障害者相談員(敬称略)	知的障害者相談員(敬称略)
水口	きくち しげみ こばやし しげみ てらだ まさる 菊池 滋美・小林 茂美・寺田 優	おおの けいこ 大野 慶子
土山	まさやま しげみ 増山 茂美	うかい のりお 鵜飼 草尾
甲賀	とみやま こうじ まつむら やすし 富山 幸治・松村 康司	まつやま まさかず 松山 正和
甲南	きむら しげかず きむら え しば た やすひこ 木村 茂一・木村 とき江・柴田 康彦	みよし きよこ 三好 喜代子
信楽	ひらおか けいこ まつもと かよこ 平岡 恵子・松本 加代子	うかい なおみ 鵜飼 尚美

相談支援事業所

障がいのある人の福祉に関するさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

- 相談支援センターろーぶ 住 所 水口町本綾野1978-7 ☎ 65-4641
- 地域生活支援センターしろやま 住 所 水口町本町2-2-27 ☎ 62-8181
- 支援センターこのゆびとまれ サテライト処 住 所 水口町新城648 ☎ 69-5990
- しがらき地域生活支援センターうろむろ 住 所 信楽町勅旨2392-14 ☎ 83-1666
- 甲賀地域ネット相談サポートセンター 住 所 湖南市西峰町1-1 ☎ 75-6920
- 支援センターこのゆびとまれ 住 所 湖南市大池町10-1 ☎ 75-8949

働き・暮らし応援センター

障がいのある方の「働くこと」や「暮らすこと」に関する相談窓口です。本人やご家族、企業からの相談を受け、専門機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。

- 甲賀地域働き・暮らし応援センター 住 所 水口町暁3-44 ☎ 63-5830

手話言語国際デー ライトアップ協力企業・団体募集

問 障がい福祉課 施策推進係 ☎ 69-2161 ☎ 63-4085

9月23日の「手話言語国際デー」に合わせ、市内の施設や企業の建物をブルーにライトアップし、手話言語への理解を広げる取り組みを行います。この取り組みにご協力いただける企業・団体を募集します。

ライトアップ期間 9月14日(月)～25日(金) ライトアップ例 ●建物のブルー照明
※期間は調整可能です。 ●ブルー装飾の設置 など

申込締切 8月28日(金)



もしものとき、ボタンひとつで安心通報 緊急通報システムの対象を拡大しました

問 高齢福祉課 高齢支援係 ☎ 69-2164 ☎ 63-4085



ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方が、急病や転倒などの緊急時にも安心して生活できるよう、緊急通報システムを貸与しています。このたび利用対象を拡大し、慢性疾患のない方も利用できるようになりました。

対 象

65歳以上で、次のいずれかに該当する方

- ひとり暮らし高齢者
- 高齢者のみの世帯

利用料(月額)

対象世帯	費用
生活保護世帯	無料
市民税非課税世帯(慢性疾患あり)	140円
市民税非課税世帯(慢性疾患なし)	1,030円

※電話の基本料金、通話料、追加配線工事費などは自己負担です。

※課税世帯の方も月額1,485円で利用できます。

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえ 生活保護費等を追加給付します

問 生活支援課 生活福祉係 ☎ 69-2160 ☎ 63-4085



平成25年に国が行った生活扶助基準の引き下げをめぐる訴訟で、令和7年6月の最高裁判決により、国は当時の生活保護受給者に対し差額分の一部を追加支給する方針を決定しました。これを受け、甲賀市でも対象者に追加給付を行います。

対象世帯

- ①平成25年8月～平成30年9月に生活保護を受給したことがある世帯
- ②平成30年10月～令和8年3月に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所していた人、障害者加算が算定されていた人、年末年始をまたいで受給していた世帯など

※現在生活保護を受給中の世帯は、手続き不要です。

※上記期間中に他自治体で生活保護を受給していた場合は、当該自治体へお問い合わせください。

必要書類 本人確認に必要な書類、戸籍謄本(全部事項証明書)の写し、各種加算に関する資料など

国の相談窓口

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター

☎ 0120-179-445(平日:9時～17時)
※8～10月は土日祝日も対応

障害児福祉手当・特別障害者手当

問 障がい福祉課 施策推進係 ☎ 69-2161 ☎ 63-4085



市では、重度の障がいがあり、常時介護が必要な在宅の方に手当を支給しています。

申請には、医師の診断書による認定が必要です。身体障害者手帳などがなくても申請できますが、障がいの程度や所得により、支給対象とならない場合があります。

	対象者	支給額(月額)
障害児福祉手当	20歳未満で、精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする在宅の方	16,560円
特別障害者手当	20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の方	30,450円